

## 適正計量管理事業所の 指定の概要

概 要	特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行う者については適正計量管理事業所の指定を受けることができます。
根拠法令	計量法第127条
手続対象者	適正計量管理事業所の指定を受けようとする方。
要 件	<ol style="list-style-type: none"> <li>①事業所で使用している特定計量器について、計量士が経済産業省令等に基づいた方法により、定期的に検査を行うものであること。</li> <li>②適正な計量管理を行うために必要な業務を遂行することを職務とする従業員（適正計量管理主任者）が必要な数だけ置かれ、必要な数の計量士の指導の下に適正な計量管理が行われていること。</li> <li>③適正計量管理主任者及び従業員が、当該事業所の計量士から計画的に量目検査その他の計量管理に関する指導を受け、それに基づき量目検査及び特定計量器の検査を定期的に行っていること。</li> <li>④当該事業所の計量士の指導の下に事業所における計量管理の内容及び方法を記載した計量管理規程を定め、これを遵守していること。</li> </ol>
提出方法	<p>指定を受ける事業所の所在地が特定市（備考欄に記載）の場合は各特定市へ、指定を受ける事業所の所在地が特定市以外の道内の場合は北海道計量検定所へ、申請書、添付書類及び手数料を提出してください。</p> <p>なお、手数料は北海道収入証紙を購入し、申請書にちょう付することにより納付してください。</p>
相談窓口	<p>北海道計量検定所 札幌市南区川沿5条1丁目1番1号 電話：011-572-1788 FAX：011-572-6215</p>
備 考	<p>北海道内の特定市は次の8市です。 札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市</p>

## 適正計量管理事業所の 指定申請に関する必要書類

<p>適正計量管理事業所 指定申請書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1通(ただし、事業所が特定市内にある者については正副2通)</li> <li>●申請先／北海道知事</li> <li>●指定手数料／3,450円 (北海道収入証紙または公金キャッシュレス決済)</li> </ul>
<p>適正計量管理事業所 指定検査申請書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1通</li> <li>●申請先／事業所所在地が特定市内：特定市の市長 事業所所在地が特定市以外：北海道知事</li> <li>●検査手数料／4,650円 ※特定市は除く</li> </ul> <p>(</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定市以外の道内に事業所がある場合は、上記金額の北海道収入証紙または公金キャッシュレス決済により納付してください。</li> <li>・特定市内に事業所がある場合は、所在する特定市の担当窓口にお問い合わせください。</li> </ul> <p>)</p>
<p>添付書類</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①登記事項証明書(法人の場合)または住民票(個人の場合)</li> <li>②計量士登録証の写し</li> <li>③計量管理規程</li> <li>④基準器検査成績書写し</li> <li>⑤基準器賃貸契約書写し(自社所有以外の場合)</li> <li>⑥使用計量器管理台帳(使用する計量器の種類、能力及び数量が記載されているもの)</li> </ol>
<p>その他</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①適正計量管理事務所指定申請書と適正計量管理事業所指定検査申請書は、同時に提出してください。</li> <li>②指定申請書提出後、計量管理の方法に関して検査を受けていただきます。</li> <li>③申請書の作成については、同一の都道府県または特定市内に2つ以上の事業所を有する者は、それらの事業所を一括して行うことができます。</li> </ol>

発

行：北海道計量検定所

〒005-0805

札幌市南区川沿5条1丁目1番1号

TEL:011-572-1786

2011.11

